

VIII 許可申請の手続

1 新設の場合

- ・ 広告物を掲出しようとする場合、下呂市役所建設部建設総務課、屋外広告物担当窓口へ「屋外広告物等許可申請書」及び、添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。

※ 許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付します。

ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

※ 提出書類は、次のとおりです。

(1) 屋外広告物等許可申請書

(2) 添付書類

- ① 位置図（野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。）
- ② 構造図（形状、寸法に関する仕様書）
- ③ 彩色広告面模写図
- ④ 建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

2 関連する手続

(1) 広告物の高さが4 mを超える場合

- ・ 建築基準法による工作物の確認が必要ですので、飛騨総合庁舎内の飛騨建築事務所、または、民間の確認審査機関にて建築確認申請の必要な手続を行ってください。

(2) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合

- ・ 道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続を行ってください。
- ・ 道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、下呂原警察署に対し必要な手続を行ってください。
- ・ なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外、道路占用を認めていませんので留意してください。

(3) その他の法令

- ・ 自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や許可が必要な場合がありますので飛騨地域振興局下呂駐在所環境課に確認してください。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので、下呂警察署に確認してください。

3 許可期間の更新

新規許可期間の期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日までに、「屋外広告物等許可期間更新申請書」を提出し、許可の更新を受けてください。

※ 期間更新の許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。

- (1) 屋外広告物等許可期間更新申請書
- (2) 広告物等の現況のカラー写真

4. 許可及び許可更新期間

※ 新規許可期間及び更新許可期間は、次のとおりです。

広告物の種類			許可期間	
			新規	更新
野立広告物	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの		3 年以内	3 年以内
	その他のもの		1 年以内	
屋上広告物 突出広告物	堅固な建築物（鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。）を利用するもの	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	3 年以内	3 年以内
		その他のもの	1 年以内	
	その他のもの			
壁面広告物	堅固な建築物を利用するもの		3 年以内	3 年以内
	その他のもの		1 年以内	
はり紙（ポスター等）、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの			2 月以内	
その他の広告物			1 年以内	

5 許可済みの広告物を改造をする場合

※ 提出書類は、次のとおりです。

- (1) 屋外広告物等変更許可申請書
- (2) 添付書類（屋外広告物等許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類）

6 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

- (1) 屋外広告物等申請者（管理者）変更届

7 撤去・除去した場合

- (1) 屋外広告物改修（移転・除却）届
- (2) 添付書類はなし

8 許可等手数料（下呂市手数料条例第2条）

許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

広告物種類	電飾設備	許可期間	表示面積・設置個数	手数料
野立広告物 屋上広告物 突出広告物 壁面広告物	無 し	3年以下	表示面積 10 m ² 以下 （10 m ² を超える場合は 10 m ² 単位 で加算）	●新規 1500円
	有 り	3年以下	* 自家広告物は許可申請 面積以上が該当となります。	●更新 1200円
立看板		2月以下	1枚につき	200円
はり紙(ポスター類)			1枚につき	80円
はり紙(ポスター類)			100枚につき	400円
広告幕(横断幕・のぼり類)			1枚につき	300円
アドバルーン			1個につき	600円
電柱・街燈柱広告		1年以下	1個につき	300円
その他の広告物			1個につき	300円

なお、手数料の納入方法等は、下呂市建設総務課、屋外広告物担当窓口で確認ください。